平成２９年（フ）第３６号
高知県四万十市下田4308番地17
債務者　島村　稲美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第２４３号
沖縄県浦添市西原４丁目39番13―301号　ベラビスタ
債務者　比嘉愛理紗（旧姓吉盛）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２８６号
沖縄県那覇市三原１丁目31番20号　高齢者共同住宅　まつがわ苑１階
債務者　與那覇幸一郎
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２８９号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１　県営赤嶺市街地住宅３―506
債務者　上原　武志
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２９７号
沖縄県那覇市識名１丁目25番10号
債務者　東　　聡美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８７号
千葉県君津市中野１丁目２番16号
債務者　遠江有起子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第９１号
千葉県富津市湊61番地
債務者　緑川　孝浩
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５１１号
神奈川県南足柄市竹松718番地１　パディ足柄Ｂ―101
債務者　岡部真由美
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８号
宮城県石巻市蛇田字新下前沼48番地　シティハイツ今野201号
債務者　津田　悦子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第５２８号
千葉県松戸市牧の原２番地の５　牧の原公団住宅１街区21棟708号
債務者　**菅**原　一博
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５４５号
千葉県鎌ケ谷市東初富４丁目16番７―105号、申立時の住所千葉県鎌ケ谷市道野辺本町２丁目７番６号
債務者　岩本　裕敬
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５４号
千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目12番55号
債務者　竹田　真梨（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５６７号
千葉県柏市今谷上町53番地45　オークヒル88―101号
債務者　下田　洋平
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６１５号
千葉県野田市東高野175番地１
債務者　渡邉　春子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６３４号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区24棟205号
債務者　津田　志郎
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６５１号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1654番地の１　ルミエール富士201
債務者　森川　秀人
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１７５号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目44番地11
債務者　辻田　智子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部